

体験・滞在型店舗誘致促進事業

まちなかに健康・スポーツ関連の「体験型店舗」や、多様化する消費行動に対応する複合型小売店等の「滞在型店舗」の出店を支援します！

中心市街地のにぎわい創出を図るため、スポーツジムやランナー向け施設などの体験型店舗や、異なる種類の小売業を組み合わせ消費を促進する滞在型店舗の誘致を図ります。

対象区域	香林坊・片町地区及び武蔵地区の10商店街 香林坊・片町 … 香林坊商店街振興組合・片町商店街振興組合・豎町商店街振興組合・柿木畠振興会・広坂振興会 武蔵 … 武蔵商店街振興組合・近江町市場商店街振興組合・横安江町商店街振興組合・尾張町商店街振興組合・彦三商店街振興組合
対象業種	集客力があり、近隣商店等への買い回りが生じるなど、波及効果がある店舗 ①体験型店舗（健康・スポーツ関連） 例）ジム、ランナーズステーション ②滞在型店舗（複合型小売店） 例）書店と家電販売店
対象店舗	当該店舗が出店する建物が、要綱施行日（平成30年7月1日）までに供用されていること（建物内店舗も可）
主な要件	・ 契約期間が1年以上の賃貸借契約を締結していること ・ 店舗面積が200㎡以上である階層（フロア）が1以上あること ・ まちなかの不足業種であること ・ 関連店舗の新規出店を促し、まちなかの新陳代謝を高める出店であること ※②滞在型店舗のみ ・ 日本標準産業分類の中分類57から60までのうち2以上販売すること ・ 石川県内初出店の業態であること
補助金	①内外装費 補助率1/3 限度額2,000万円 ②雇用* 1人あたり50万円 限度額500万円 * 出店に伴う新規雇用分（雇用保険被保険者）に限る。1年間継続雇用要

※手続に時間を要するので着工3か月前までにご相談ください。

対象区域



- (注) ・ 計画段階（賃貸借契約及び工事着手前）から市と協議いただく必要があります。
・ 補助金の交付を受けた日から5年以内に財産処分を行った場合には、補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。
・ 関係機関（景観、消防等）との協議を事前に行ってください。

補助事業名：体験・滞在型店舗誘致促進事業
対象要件など、詳細に関する
お問合せは下記まで

金沢市経済局商工業振興課
TEL 076-220-2193
FAX 076-260-7191

※詳細は商工業振興課までお問合せください